○可児市空き家・空き地バンク実施要綱

平成25年3月15日 訓令甲第22号 改正 平成26年10月1日訓令甲第34号 平成28年6月1日訓令甲第25号

平成30年3月30日訓令甲第22号

(目的)

第1条 この訓令は、市内における空き家及び空き地(以下「空き家等」という。)の有 効活用を通して、空き家等の発生及び増加を抑制することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 空き家 市内に居住を目的として建築され、現に人が居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)建物をいう。
 - (2) 空き地 市内において、居住を目的として建物を建築することができ、現に使用されていない(近く使用されなくなる予定のものを含む。)土地をいう。
 - (3) 所有者 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
 - (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売買又は賃貸を希望する所有者からの申込みを受けた情報を、空き家等の活用を希望する者に対し提供する制度をいう。
 - (5) 協力事業者 公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不 動産協会岐阜県本部に加盟し、市内に事業所を置き、空き家・空き地バンクに係る空 き家等の契約交渉について市に仲介の登録をした事業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この訓令は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録申込等)

- 第4条 空き家・空き地バンクに空き家等を登録しようとする所有者(以下「登録申込者」という。)は、可児市空き家・空き地バンク登録申込書(別記様式第1号)に可児市空き家・空き地バンク登録台帳(別記様式第2号。以下「空き家・空き地台帳」という。)を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による調査を実施する場合において、登録申込者が空き家等の契 約交渉について協力事業者の仲介を希望しているときは、当該協力事業者に対し、登録 に必要な調査を依頼し、その結果の報告を求めることができる。
- 4 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、 適当であると認めたときは、登録番号を付して当該空き家等を空き家・空き地台帳に登 録するとともに、可児市空き家・空き地バンク登録完了通知書(別記様式第3号)によ り当該登録申込者に通知するものとする。

- 5 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家等で空き家・空き地バンクに登録 することが適当と認めるものは、当該所有者に対して空き家・空き地バンクへの登録を 勧めることができるものとする。
- 6 第4項の規定による登録の有効期限は、登録した日から起算して3年を経過した日の 属する月の末日とする。ただし、登録の有効期限までに可児市空き家・空き地バンク登 録延長申請書(別記様式第3号の2)を市長に提出したときは、有効期限を3年延長す ることができるものとする。
- 7 市長は前項ただし書の規定による延長登録の申請があったときは、その内容を確認の 上適当であると認めたときは、可児市空き家・空き地バンク登録延長決定通知書(別記 様式第3号の3)により当該申請者に通知するものとする。
- 第5条 空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録することができない。
 - (1) 現に売買又は賃貸の契約を締結しているもの(契約の締結を予定しているものを含む。)
 - (2) 協力事業者以外の者と宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第34条の2第3項に規定する専任媒介契約が締結されているもの
 - (3) 法令上、再建築をすることができない敷地にあるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの (登録事項の変更)
- 第6条 第4条第4項の規定による通知を受けた登録申込者(以下「登録者」という。) は、当該登録事項に変更があったときは、可児市空き家・空き地バンク登録変更届出書 (別記様式第4号)に空き家・空き地台帳を添えて市長に提出しなければならない。 (登録の取消し)
- 第7条 登録者は、第4条第4項の規定による登録を取り消すときは、可児市空き家・空き地バンク登録取消届出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届出書の提出があったとき、又は空き家・空き地台帳に登録された空き家等(以下「登録物件」という。)に係る所有権その他の権利に移転があったことを確認したときは、当該登録物件の登録を取り消すとともに、可児市空き家・空き地バンク登録取消通知書(別記様式第6号)により当該登録者に通知するものとする。(情報の公開)
- 第8条 市長は、登録物件について、情報の一部を公開するものとする。
- 2 市長は、登録物件に係る情報の取得を希望する者に対し、ホームページの閲覧その他 の方法により、前項に規定する情報を提供するものとする。

(交渉の申込)

- 第9条 市長は、登録物件の売買又は賃貸借に係る交渉又は見学等(以下「交渉等」という。)を希望する者(以下「交渉等希望者」という。)から連絡を受けたときは、当該登録物件の登録者(当該登録者に代理又は媒介を行う協力事業者があるときは、その者)に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく当該交渉等希望者と交渉等を行うものとする。

(情報の提供等)

- 第10条 市長は、必要に応じて登録者、交渉等希望者及び協力事業者に対して、空き家・空き地バンクに登録された必要な情報を提供することができる。
- 2 市長は、登録物件に関する交渉又は売買、賃貸借等の契約については、直接これに関 与しないものとする。

(助言)

第11条 市長は、登録者又は利用者に対して必要な助言をすることができる。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令甲第34号)

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令甲第25号)

- 1 この訓令は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現にある届出書その他の書類については、当分の間、所要の調整を加えて使用することができるものとする。
- 3 この訓令による改正後の第4条第6項及び第7項の規定は、施行の目前の登録についても適用する。

附 則(平成30年訓令甲第22号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。